

## 川崎市消防団活動補助金交付要綱

平成元年 3 月 25 日  
63 川消庶第 2073 号  
市 長 決 裁

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域における防災力の向上を図るために、地域防災の要である川崎市消防団（以下「消防団」という。）の運営及び消防団員の育成に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第 2 条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、対象とする運営費は別表 1 のとおりとする。

- (1) 消防団運営事業
- (2) 川崎市消防団操法大会運営事業

### (補助金交付額)

第 3 条 補助金交付額は、別表 2 に定める基準額を基に前年の 8 月 1 日付けの団員数をもって算出した額とする。

### (交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる様式のうち必要な様式を市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 川崎市消防団活動補助金交付申請書（第 1 号様式）
- (2) 川崎市消防団事業実施計画書（第 2 号様式）
- (3) 川崎市消防団活動補助金予算書（第 3 号様式）
- (4) 川崎市消防団操法大会事業実施計画書（第 4 号様式）
- (5) 川崎市消防団操法大会事業予算書（第 5 号様式）

### (交付決定)

第 5 条 市長は、前条の申請書を受理し、内容を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、申請者に川崎市消防団活動補助金交付決定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。この場合、市長は補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

### (計画の変更)

第 6 条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、川崎市消防団活動補助金

事業変更（中止、廃止）承認申請書（第7号様式）に必要書類を添えて市長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

（市内中小企業優先）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、当該事業終了後速やかに、次に掲げる様式のうち、必要な様式により市長が定める日までに報告しなければならない。

- (1) 川崎市消防団活動補助金事業実績報告書（第8号様式）
- (2) 川崎市消防団事業結果報告書（第9号様式）
- (3) 川崎市消防団活動補助金決算書（第10号様式）
- (4) 川崎市消防団操法大会事業結果報告（第11号様式）
- (5) 川崎市消防団操法大会事業決算書（第12号様式）
- (6) 川崎市消防団活動補助金発注実績報告書（第13号様式）
- (7) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第14号様式）

2 前項第6号に定める川崎市消防団活動補助金発注実績報告書（第13号様式）については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第7条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第7号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第14号様式）については、第7条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難しい事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 本要綱の定めに違反したとき
- (4) その他法令、条例又は規則に基づき市長の指示に違反したとき

(書類整備等)

第10条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

## 川崎市消防団活動補助金交付申請書

川崎市長 様

住 所（所在地）

名 称

氏名（代表者名）

印

年度（川崎市〇〇消防団・川崎市消防団操法大会）の運営について、補助金を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 金 円

添付書類

- 1 川崎市消防団事業実施計画書（第2号様式）又は川崎市消防団操法大会事業実施計画書（第4号様式）
- 2 川崎市消防団活動補助金予算書（第3号様式）又は川崎市消防団操法大会事業予算書（第5号様式）

第2号様式（第4条関係）

川崎市消防団事業実施計画書

（ 年度）

【 消防団】

月	日	種別	事業名	事業概要	人員
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
通年					

- 1 本計画に基づき、消防団の運営、消防団員の育成及び地域防災指導を実施し、地域防災力の向上を図る。
- 2 各計画は次の種別に分類し、事業完了時に効果検証を実施する。
  - ・会議
  - ・地域防災
  - ・訓練
  - ・研修
  - ・広報

第3号様式（第4条関係）

### 川崎市消防団活動補助金予算書

歳入総額 円

歳出総額 円

年度

\_\_\_\_消防団

歳入の部

(単位 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較 (増減)	備 考
補 助 金				

歳出の部

(単位 円)

科 目	予算額	前年度予算額	比較 (増減)	備 考
1 督励費				
2 教育研修費				
3 表彰費				
4 行事費				
5 分団交付金				
6 需用費				
7 会議費				
8 通信費				
9 雑費				
10 操法大会費				
11 予備費				
歳 出 合 計				

第4号様式（第4条関係）

## 川崎市消防団操法大会事業実施計画書

- 1 事業内容
- 2 実施日時
- 3 実施場所

### 川崎市消防団操法大会事業予算書

歳入総額                        円  
歳出総額                        円

歳入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較	備 考
補 助 金				

歳出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比 較	備 考
1 表彰費				
2 行事費				
3 需用費				
4 会議費				
5 通信費				
6 雑費				
合 計				



川崎市消防団活動補助金交付決定通知書

住 所（所在地）  
名 称  
氏名（代表者名）

年 月 日付で、交付申請のありました 年度川崎市消  
防団活動補助金の交付については、次の条件を付けて金 円を交付する。

年 月 日

川崎市長 印

交付条件

- 1 補助金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ川崎市消防団活動補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書（第7号様式）により申請し承認を受けること。
- 3 事業終了後速やかに事業実績を川崎市消防団活動補助金事業実績報告書（第8号様式）により報告すること。
- 4 交付を受けた補助金の用途を明確にしておくこと。
- 5 補助金を申請のあった事業以外に使用したとき、若しくは支出額が補助金総額に比して少ないとき、又は書類の記載事項に虚偽の申請その他不正の行為が認められたときは、補助金の全部又は一部を返還すること。なお、補助対象経費の支出額が増加しても、補助金の追加交付は致しません。

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

川崎市消防団活動補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

川崎市長 様

住 所（所在地）

名 称

氏名（代表者名）

印

年 日付で、交付決定を受けた川崎市消防団活動補助金に係る事業を変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更の内容

3 添付書類

（1）変更後の川崎市消防団事業実施計画書（第2号様式）又は、川崎市消防団操法大会事業実施計画書（第4号様式）

（2）変更後の川崎市消防団活動補助金予算書（第3号様式）又は、川崎市消防団操法大会事業予算書（第5号様式）

（3）その他参考となる書類

第8号様式（第8条第1項関係）

年 月 日

川崎市消防団活動補助金事業実績報告書

川崎市長 様

住 所（所在地）

名 称

氏名（代表者名）

印

年 月 日付で、交付決定を受けた川崎市消防団活動補助金に係る事業の実績を関係書類を添えて報告します。

- 1 川崎市消防団事業結果報告書（第9号様式）
- 2 川崎市消防団活動補助金決算書（第10号様式）

第9号様式（第8条第1項関係）

川崎市消防団事業結果報告書

（ 年度）

【 消防団】

月	日	種別	事業名	事業概要	人員
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					

効果検証

種別	人員	評価	内容	評価
運営事業	会議			
	地域防災			
	訓練			
	研修			
	広報			
操法大会				

A：計画を大きく上回って達成  
D：計画を下回った

B：計画を上回って達成  
E：計画を大きく下回った

C：ほぼ計画どおり

川崎市消防団活動補助金決算書

歳入総額 円  
 歳出総額 円  
 差引額 円

年度

消防団

歳入の部

(単位 円)

科目	予算額	決算額	比較	備考
1 補助金				
2 雑収入				
収入合計				

歳出の部

(単位 円)

科目	予算額			支払済額	不用額	備考
	当初	流用増減額	現計			
1 督励費						
2 教育研修費						
3 表彰費						
4 行事費						
5 分団交付金						
6 需用費						
7 会議費						
8 通信費						
9 雑費						
10 操法大会費						
11 予備費						
歳出合計						

年度川崎市消防団活動補助金決算書に係る補助金収支決算をはじめ、関係書類及びこれに伴う出納簿について監査した結果、会計取引は誤りないものと認めます。

年 月 日 監査者 消防団副団長 印

副団長 印

## 川崎市消防団操法大会事業結果報告書

1 実施日時

2 実施場所

3 実施内容

4 参加人員

5 実施結果

6 効果検証

	計画を大きく上回って達成
	計画を上回って達成
	ほぼ計画どおり
	計画を下回った
	計画を大きく下回った

川崎市消防団操法大会事業決算書

歳入総額 円  
 歳出総額 円  
 差 額 円

歳入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較	備 考
補 助 金				

歳出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額			決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初	流 用	現 計			
1 表彰費						
2 行事費						
3 需用費						
4 会議費						
5 通信費						
6 雑費						
合 計						

年度川崎市消防団操法大会事業の収支について、関係帳簿及び証拠書類を監査した結果、誤り等なく適正であることを認定します。

年 月 日

印

川崎市消防団活動補助金発注実績報告書

川崎市長 様

住 所（所在地）

名 称

氏名（代表者名）

印

年 月 日付で、交付決定を受けた事業について、川崎市消防団活動補助金交付要綱第 7 条に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 発注実績

※ 対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し  
難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書

(注) 市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに  
該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記  
簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者



第 14 号様式（第 8 条第 1 項関係）

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

1 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

2 発注先 \_\_\_\_\_

3 提出する見積書の種類及び数量（※辞退届を含む。）

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

4 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由（複数の理由に当てはまる場合は、1から6の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。）

1	市内中小企業者で取扱いがない
2	2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
3	特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
4	継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
5	工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
6	上記以外の事由 内容：

川崎市消防団活動補助金交付要綱第7条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難しい理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

（注）市内中小企業者の定義は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、市内に主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

名 称  
氏名（代表者名）

印

別表 1 (第 2 条関係)

## 対象運営費内訳

事業名	運営費
消防団運営事業	督励費、教育研修費、表彰費、行事費、分団交付金、需用費、会議費、通信費、操法大会費、雑費、予備費
川崎市消防団操法大会運営事業	表彰費、行事費、需用費、会議費、通信費、雑費

別表 2 (第 3 条関係)

## 補助金交付額算出基準額

## 1 消防団運営事業

内 訳	基準数	単 価
消防団運営費	1 消防団当たり	100,000円
分団運営費	1 分団当たり	50,000円
消防団活動費分	団員 1 人当たり	6,300円
各消防団操法大会運営費	団員 1 人当たり	607円

## 2 川崎市消防団操法大会運営事業

	金額
隔年で実施される川崎市消防団操法大会運営費	1,230,000円